

※ 旧AIU損害保険株式会社のプレスリリースになります。

ABPR150015

## プレスリリース

2015年10月23日

AIU損害保険株式会社

中小企業のお客さまにストレスチェックサービスを割引料金でご提供  
～ストレスチェック制度義務化へ対応～

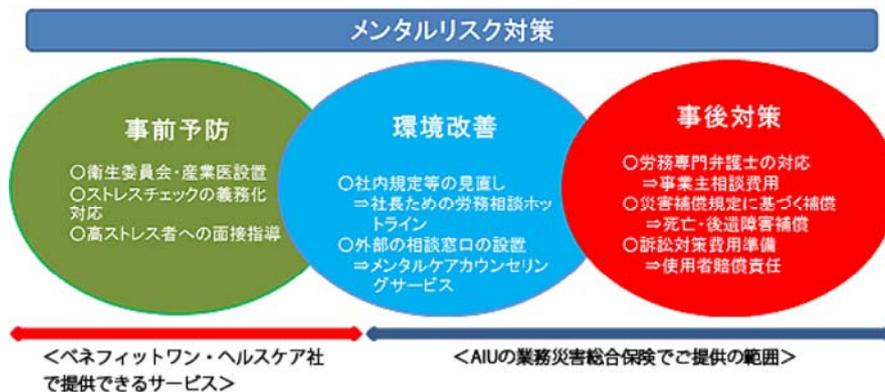
AIU損害保険株式会社(代表取締役社長兼CEO 小関誠、以下AIU)は、改正労働安全衛生法が2015年12月1日から施行され、労働者への「ストレスチェック制度」が義務化されるのを受け、ベネフィットワン・ヘルスケア社と業務提携し、当社のお客さまが割引料金でストレスチェックサービスをご利用いただける体制を整えました。

2015年12月から施行される改正労働安全衛生法では、労働者50人以上の事業所において、ストレスチェックの実施、高ストレス状態で申出を行った労働者への医師の面接、医師の意見を聞いた上での就業上の措置などを事業者に求めています。

AIUでは、従来より業務災害総合保険等の販売を通じ、労災認定された精神疾患の補償や、社員の病気入院の補償、外部相談窓口としてメンタルケアカウンセリングサービスなどを中小企業のお客さまに提供してきました。

ストレスチェック制度の義務化においては、ストレスチェックの実施に先立ち、衛生委員会での調査審議や実施体制の整備が求められています。ストレスチェックの実施者としては、医師・保健師のほか所定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士が想定されており、高ストレス者に対する面接指導の実施を含め、これらの体制を整備したいという当社のお客さまのニーズにお応えするため、このたびの業務提携を行ったものです。

今回の業務提携により当社のお客さまは、ベネフィットワン・ヘルスケア社のストレスチェックサービスを割引料金でご利用いただくことが可能となり、メンタルヘルスの事前予防から環境改善・事後対策まで、総合的な対策を取っていただくことが可能となりました。



最終更新日: 2015/10/23 CO-00085P

© AIG. Inc.